

令和5年5月8日以降の学校生活における

新型コロナウイルス感染症に係る対応の基本的な取扱い

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日に5類感染症に移行されたことに伴う、本市の学校生活における基本的な取扱いは次のとおりです。

5月8日からの出席停止の取扱い

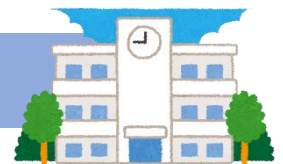
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目~10日目	
感染者	症状あり	発症日	出席停止 (発症日を0日として5日間経過かつ症状軽快後24時間経過)					登校可能	10日間経過するまでは、マスクの着用が、国から推奨されています
	症状なし	検体採取日	出席停止 (検体採取日を0日として5日間経過)					登校可能	

※「症状軽快」とは→解熱剤を使用せずに解熱し、咳などの呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※上記出席停止期間は、原則となります。医療機関の指示があった場合には、そちらの指示に従ってください。

※「感染が不安等」の場合には、学校にご相談ください。

学校における感染症対策



□児童・生徒の体調管理、適切な換気などに留意しながら、感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とします。

□地域や学校において再び感染の流行や増加が確認された場合には、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、児童生徒間の身体的距離を確保することなどの措置を一時的に講じることがあります。

マスクの着脱については、児童生徒の判断を尊重し、差別・偏見等がないよう適切に指導していきます。